

介護保険事業所には6月4日付でこちらの文書を送信しております。  
児童福祉法(放課後等デイサービス等)の事業所には別文書を送信しています。

事務連絡  
令和3年6月8日

各社会福祉施設等 施設長 様  
各介護サービス事業者 管理者 様

神戸市健康局  
福祉局

#### 介護サービス事業所の従事者に対する新型コロナワクチン優先予約について

平素は、本市の高齢福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
神戸市では、かかりつけの病院や診療所、集団接種会場での新型コロナワクチン接種を進めています。

この度、65歳未満の神戸市にお住まいの方を対象に、6月11日以降、段階的に接種券を送付いたします。

接種券が届き次第、

- ・60歳以上65歳未満の方
- ・59歳未満の方のうち基礎疾患をお持ちの方
- ・精神障害・知的障害をお持ちの方
- ・高齢者が入所している施設等の従事者
- ・居宅サービス事業所・訪問系サービス事業所等

を対象として優先的に予約受付を始めますので、お知らせさせていただきます。

なお、既に接種を済ませている方、もしくは施設内接種の予定のある方については、新たに接種予約を行う必要はありません。

#### 記

##### ○65歳未満の方への接種券の発送日時について

6月11日(金)から6月24日(木)までに市民全員に順次発送

(年齢の高い方から順に、接種券を発送します。なお、16歳の方には誕生日を迎えてからお送りします。)

##### ○優先予約期間

接種券到着より予約受付開始

(令和3年6月30日以降は、一般の予約受付が開始されます。)

##### ○優先予約のために必要な手続き

- ・優先予約の対象となる施設の種別を(別紙1)「優先予約ができる従事者の施設等種別」にてご確認ください。
- ・優先予約の対象となる従事者の方へ(別紙2)「福祉施設等の従事者のみなさんへ」を手渡してください。
- ・居宅サービス事業所・訪問系サービス事業所等については、新型コロナウイルス感染症

で自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意向がある旨を登録した事業所の従事者のみ、優先予約の対象となります。神戸市ホームページにおいて登録が必要となりますので、下記の URL から登録ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/yuusensessyutouroku.html>

(介護保険・障害福祉サービス両方の指定を受けている場合は両方とも登録ください)登録後、従事者の方へ(別紙2)「福祉施設等の従事者のみなさんへ」を手渡してください。

- ・7月5日までに接種をする場合は、接種時に施設従事者であることを証明できるもの(「施設従事者証明書(様式1)」や職員証など)を提示していただく必要があります。

#### ○神戸市外に住民票がある施設従事者の方

- ・原則、神戸市内の接種会場で接種を行なうことはできません(予約もできません)。接種の時期、方法等については、お住いの自治体へお問い合わせください。
- ・市外在住の従事者が住民票のある居住地で接種をする場合、施設従事者であることの証明が必要になる場合があります。従事者の方の必要に応じて、施設従事者証明書(様式1)を発行してください。

#### ○お問い合わせ先

神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター

電話 078-277-3320

Eメール [pwd-vaccine-kobecity@persol.co.jp](mailto:pwd-vaccine-kobecity@persol.co.jp)

#### <参考> ワクチン接種の予約方法

まず、かかりつけの診療所・病院でワクチン接種しているかを確認

- ① 接種している場合は、かかりつけの診療所・病院に電話して予約
- ② かかりつけがない、もしくは接種していない場合は、インターネットで予約

[https://mer.s-kantan.jp/city-kobe-v-u/reserve/offerList\\_initDisplay.action](https://mer.s-kantan.jp/city-kobe-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action)

- ・インターネット予約が不安な場合は、区役所等でお助け隊がサポートします。
- ・電話での予約はコールセンター(078-277-3320)でも受け付けていますが、電話が集中し、大変つながりにくい状況が続いています。

#### <参考> 接種場所について

パソコン、スマートフォン等で「神戸市 ワクチン接種可能」で検索いただくか、広報紙 KOBE 特別号(4月下旬に各戸配布)でご確認ください。

#### <参考> 送付される「ワクチン接種のご案内」(送付される接種券などの見本)

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/42651/20210517sessyukemihon.pdf>

※上記は 65-74 歳の方へ送付された際の見本です。同封されるチラシ類について、今後、文言の変更や接種会場の追加などにより変更される予定です。

(別紙1) 優先予約ができる従事者の施設等種別

種別	内容
<p>高齢者施設及び障害者施設等の従事者</p>	<p>下記の施設で利用者に直接、接する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・ 介護老人保健施設</li> <li>・ 介護医療院</li> </ul> </li> <li>○居住系介護サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護</li> </ul> </li> <li>○老人福祉法による施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 軽費老人ホーム</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> </ul> </li> <li>○高齢者住まい法による住宅 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul> </li> <li>○生活保護法による保護施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護施設</li> <li>・ 更生施設</li> <li>・ 宿所提供施設</li> </ul> </li> <li>○障害者総合支援法による障害者支援施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設</li> <li>・ 共同生活援助事業所</li> <li>・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）</li> <li>・ 福祉ホーム</li> </ul> </li> <li>○その他の社会福祉法等による施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）</li> <li>・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター</li> <li>・ 生活困窮者一時宿泊施設</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 職員には施設内で実習に従事する方を含みます。</p>

居宅サービス事業所等・訪問系サービス事業所等の従事者

(以下の条件を全て満たす場合に限ります。)

- ① 対象となる居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症で自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意向を市町村に登録している。
- ② ①の事業所等の従事者が、新型コロナウイルス感染症で自宅療養中の高齢の患者等に直接接し、介護サービス・障害福祉サービスの提供等を行う意思を有する。

○居宅サービス等（介護）

- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

○訪問系サービス等（障害福祉）

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(注) 地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。

## 福祉施設等の従事者のみなさんへ

### 新型コロナワクチン接種の優先予約が始まります。

6月11日から65歳未満の神戸市民のみなさんに、順次、新型コロナワクチンの接種券が配布されます。

高齢者等と接する機会の多い福祉施設等の従事者のみなさんは、接種券がお手元に届き次第、かかりつけ医、もしくは「神戸市新型コロナワクチン接種予約サイト」から、接種の予約を行うことができます。

神戸市では大規模接種会場を2ヶ所（ハーバーランド・ノエビアスタジアム）設置しており、早めの接種を希望される方はぜひ、大規模接種会場をご予約ください。

#### ～ワクチン接種の流れ～

- ① 接種券がご自宅に届きます。
- ② かかりつけ医、もしくは

下記の「神戸市新型コロナワクチン接種予約サイト」から、接種の予約を行います。

(予約サイト)

[https://mer.s-kantan.jp/city-kobe-v-u/reserve/offerList\\_initDisplay.action](https://mer.s-kantan.jp/city-kobe-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action)

(スマートフォンから)



- ③ 予約当日、接種券、高齢者施設等従事者証明書（または職員証など）をもって、接種会場で接種を受けます。